NSG GROUP

第149期 定時株主総会 招集ご通知

目　次

第149期定時株主総会招集ご通知	01
インターネット等による議決権の行使についてのご案内	03
株主総会参考書類	05
議案及び参考事項	
第１号議案　定款一部変更の件	
第２号議案　取締役８名選任の件	
[添付書類]	
事業報告	18
連結計算書類	43
計算書類	47
監査報告書	50

開催日時

2015年６月26日(金曜日)
午前10時(開場予定時刻　午前９時)

開催場所

東京都港区港南二丁目15番４号
品川インターシティホール
(末尾記載のご案内図をご参照ください。)

■ 書面又はインターネットによる議決権行使期限
2015年6月25日(木曜日)
午後5時45分到着分まで

日本板硝子株式会社
証券コード：5202

証券コード　5202
2015年６月４日

株 主 各 位

東京都港区三田三丁目５番27号
日本板硝子株式会社
取締役　吉　川　恵　治

第149期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第149期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、２頁のご案内に従って2015年６月25日（木曜日）午後５時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１.日　時　2015年６月26日（金曜日）午前10時

２.場　所　東京都港区港南二丁目15番４号　品川インターシティホール
（末尾記載のご案内図をご参照ください。）

３.会議の目的事項

報告事項

① 第149期（2014年４月１日から2015年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
② 第149期（2014年４月１日から2015年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役８名選任の件

4. インターネット開示

株主総会参考書類並びに招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告は、５頁から52頁までに記載のとおりです。ただし、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ（http://www.nsg.co.jp/）に掲載していますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

5. 議決権の行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただけない場合

● 書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2015年６月25日（木曜日）午後５時45分まで**に到着するようご返送ください。

● インターネット等による議決権行使の場合



インターネット等により議決権をご行使される場合には、３頁から４頁の【インターネット等による議決権の行使についてのご案内】をご高覧のうえ、**2015年６月25日（木曜日）午後５時45分まで**にご行使ください。

以　上

◎　株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、書面による郵送又はインターネット上の当社ホームページ（http://www.nsg.co.jp/）への掲載により、お知らせいたします。

◎　本株主総会の議決権の行使結果は、臨時報告書により、インターネット上で、EDINET（http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/）に掲載されるとともに、当社ホームページ（http://www.nsg.co.jp/）においても開示されます。これらをもって決議ご通知に代えさせていただきますので、ご了承ください。

インターネット等による議決権の行使についてのご案内

インターネット等により議決権をご行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

① 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

② 議決権行使のお取扱いについて

(1)インターネットにより議決権をご行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

(2)議決権の行使期限は、2015年６月25日(木曜日)午後５時45分までとなっておりますので、お早めのご行使をお願いいたします。

(3)書面とインターネット等により、二重に議決権をご行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(4)議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

③ パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

(1)パスワードは、議決権をご行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。

(2)パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3)議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

アクセス手順

議決権行使サイトへアクセス

http://www.web54.net
（ウェブ行使）

「次へすすむ」をクリック

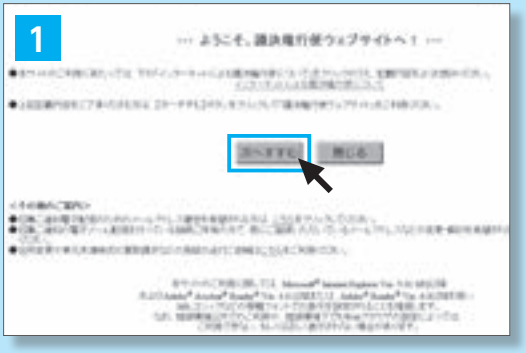

●システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

(1)パソコン用サイトによる場合

ア. 画面の解像度が横800×縦600ドット(SVGA)以上であること。

イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。

① ウェブブラウザとしてVer.5.01 SP2以降の Microsoft® Internet Explorer

② PDFファイルブラウザとしてVer.4.0以降のAdobe® Acrobat® Reader® 又 は、Ver.6.0以 降のAdobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe® Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

ウ. ウェブブラウザ及び同アドインツール等で"ポップアップブロック"機能を有効とされている場合、同機能を解除

議決権行使ウェブサイトアドレス　http://www.web54.net（ウェブ行使）

バーコード読取機能付の携帯電話を利用して左の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
（QRコード®は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

インターネットによる議決権行使期限
2015年6月25日（木曜日）
午後5時45分まで

ログインする

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

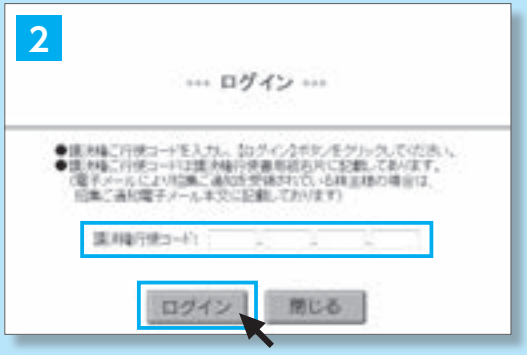

パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

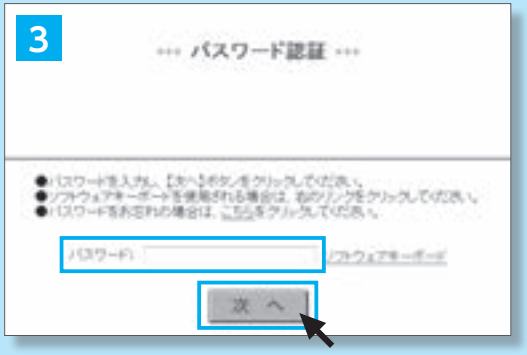

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

（又は一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの"Cookie"使用を許可するようにしてください。

エ. 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

（2）携帯電話端末用サイトによる場合

以下のサービスのいずれかが利用可能であり、128bit SSL（Secure Socket Layer）暗号化通信が可能である機種であること。

①ｉモード　②EZweb　③Yahoo！ケータイ

※ｉモードは株式会社NTTドコモ、EZwebはKDDI株式会社、Yahoo！は米国Yahoo！Incorporated、Yahoo！ケータイはソフトバンクモバイル株式会社の商標、登録商標又はサービス名です。

※携帯電話端末のフルブラウザアプリケーションを用いてアクセスされた場合や、電話機を通信機器としてのみ用い、電話端末を経由してパソコンによりアクセスされた場合、又は、スマートフォン端末によりアクセスされた場合は、上記条件を満たしている端末でも、パソコン用サイトでのご行使としてお取扱いいたします。

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

（1）本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
電話　0120（652）031　（受付時間　9:00～21:00）

（2）その他のご照会は、以下のお問い合わせ先にお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社宛にお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）

三井住友信託銀行　証券代行事務センター
電話　0120（782）031
（受付時間　9:00～17:00 土日休日を除く。）

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様におかれましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法によって議決権をご行使いただくことも可能です。

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が2015年５月１日に施行されたことに伴い、現行定款第４条において「委員会設置会社」から「指名委員会等設置会社」へと用語を変更するものであります。

（２）指名委員会等設置会社として、株主総会を柔軟かつ円滑に実施、運営するために、取締役のみならず、執行役も議長となることができるよう、現行定款第13条の規定の一部を変更するものであります。

２．変更の内容

（下線は、変更部分を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総則	第１章　総則
第１条 〳　（条文省略） 第３条	第１条 〳　（現行どおり） 第３条
（機関の設置） 第４条　当会社は、委員会設置会社として、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．指名委員会、監査委員会及び報酬委員会 ３．執行役 ４．会計監査人	（機関の設置） 第４条　当会社は、指名委員会等設置会社として、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 １．取締役会 ２．指名委員会、監査委員会及び報酬委員会 ３．執行役 ４．会計監査人
第５条 〳　（条文省略） 第10条	第５条 〳　（現行どおり） 第10条

現　行　定　款	変　更　案
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第11条	第11条
〳　（条文省略）	〳　（現行どおり）
第12条	第12条
（議長）	（招集権者及び議長）
第13条　株主総会は、取締役会の決議に基づき、あらかじめ取締役会が定めた取締役が招集し、その議長となる。 当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに代わる。	第13条　株主総会は、取締役会の決議に基づき、あらかじめ取締役会が定めた取締役が招集し、あらかじめ取締役会が定めた取締役又は執行役がその議長となる。 前項に定める取締役又は執行役に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により他の取締役又は執行役がこれに代わる。
第14条	第14条
〳　（条文省略）	〳　（現行どおり）
第31条	第31条

第２号議案　取締役８名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（８名）の任期が満了しますので、指名委員会の決定に基づき、取締役８名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりです。また、各取締役候補者に関する事項は、8頁から16頁に記載のとおりです。

候補者番号	氏　名		備　考	取締役の現在の担当
1	朝　香　聖　一	再任	社外取締役候補者 独立役員候補者	■ 取締役会議長 □ 指名委員長 ■ 監査委員 □ 報酬委員
2	森　　重　樹	新任		
3	クレメンス・ミラー	再任		
4	マーク・ライオンズ	再任		
5	諸　岡　賢　一	再任		□ 指名委員 □ 報酬委員
6	小　宮　　弘	再任	社外取締役候補者 独立役員候補者	□ 報酬委員長 □ 指名委員 ■ 監査委員
7	ギュンター・ツォーン	再任	社外取締役候補者 独立役員候補者	□ 指名委員 ■ 監査委員 □ 報酬委員
8	山　﨑　敏　邦	新任	社外取締役候補者 独立役員候補者	

（注）　1．上記の取締役候補者の担当は、本総会時のものです。
　　2．新任取締役候補者も含めた担当は、本総会終了後に開催される取締役会において新たに決定される予定です。

候補者番号 1

朝香 聖一（あさか せいいち）

再任　社外取締役候補者　独立役員候補者

■ **当社における地位及び担当**　取締役 取締役会議長、指名委員長、監査委員、報酬委員
■ **生年月日**　1942年12月24日生（満72歳）
■ **社外取締役在任期間について**　５年（本総会終結時）
■ **取締役会への出席状況**　100%（12回/12回）
■ **所有する当社の株式の数**　16,603株
■ **重要な兼職の状況**　該当事項なし

■ **社外取締役候補者の選任理由について**

2010年６月より当社の社外取締役を務められ、指名委員長（2012年６月-2013年３月）を経て、2013年４月から当社の取締役会議長を、及び2014年６月から指名委員長を務められています。国際的な大手製造業での代表執行役社長及び取締役会長を務められた経験を有され、その豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した客観的な立場から、当社の取締役会の効果的かつ効率的な運営をリードいただくことにより、当社の取締役会の機能の強化に資することが期待され、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。

■ **略歴**

1965年 4 月　日本精工株式会社入社
1994年 6 月　同社取締役
1997年 6 月　同社常務取締役
2000年 6 月　同社代表取締役　執行役員専務
2002年 6 月　同社代表取締役社長
2004年 6 月　同社取締役　代表執行役社長
2009年 6 月　同社取締役会長
2010年 4 月　同社取締役会長
NKSJホールディングス株式会社
取締役（2013年６月退任）
2010年 6 月　日本精工株式会社　取締役会長
当社取締役（現）
2011年 6 月　日本精工株式会社　名誉会長
2013年 4 月　日本精工株式会社　名誉会長
当社取締役会議長（現）
2014年 4 月　日本精工株式会社　相談役

現在に至る

候補者番号 2

森（もり） 重樹（しげき）

新任

■ **当社における地位及び担当**　代表執行役社長兼CEO
■ **生年月日**　1958年７月22日生（満56歳）
■ **所有する当社の株式の数**　11,320株
■ **重要な兼職の状況**　該当事項なし
■ **取締役候補者の選任理由について**

当社グループで人事、経営企画に携わった後、建築ガラス事業部門の子会社社長及び高機能ガラス事業部門長等の要職を歴任しました。また、2010年７月より２年間、建築ガラス事業部門 英国・南欧 製造・加工・販売部門長として英国に駐在した経験を有します。このような管理部門及び複数の事業部門にわたる豊富な業務執行の経験と実績に基づき、2015年４月から、代表執行役社長兼CEO（最高経営責任者）として、当社グループの経営を担っています。今後は取締役会の構成員として、当社グループの経営に関する情報の共有化を図るとともに、このような経験と実績を活かして取締役会の意思決定機能に資することが期待されるため、取締役候補者としました。

■ **略歴**

1981年 4 月	当社入社
2003年 4 月	当社硝子建材カンパニー企画室長
2005年 1 月	当社硝子建材カンパニー機能ガラス生産技術部長兼株式会社エヌ・エス・ジー関東（現　日本板硝子ビルディングプロダクツ株式会社）代表取締役社長
2010年 7 月	当社建築ガラス事業部門英国・南欧　製造・加工・販売部門長
2012年 5 月	当社上席執行役員　建築ガラス事業部門アジア事業部日本統括部長
2012年 6 月	当社上席執行役員　高機能ガラス事業部門長
2015年 4 月	当社代表執行役社長兼CEO
現在に至る	

候補者番号 3

クレメンス・ミラー
Clemens Miller

再任

■ **当社における地位及び担当**　取締役 代表執行役副社長兼COO
■ **生年月日**　1959年２月21日生（満56歳）
■ **所有する当社の株式の数**　10,000株
■ **重要な兼職の状況**　該当事項なし
■ **取締役候補者の選任理由について**

当社グループの建築ガラス事業部門で生産、事業計画及びマーケティングに携わった後、同事業部門長及び高機能ガラス事業部門長等の要職を歴任しました。2011年６月から取締役 執行役を務め、2012年４月から取締役 代表執行役副社長兼COO（最高執行責任者）として当社グループの経営を担っています。当社グループの事業及び経営に関する豊富な経験と実績を活かして、引き続き、当社の取締役会の意思決定機能に資することが期待されるため、取締役候補者としました。

■ **略歴**

1992年 7 月	Flachglas AG (現Pilkington Deutschland AG) 入社
2002年 12 月	Pilkington Group ビルディングプロダクツ（以下 “BP”） ヨーロッパ　ビジネスプランニング部長 BP　ヨーロッパ　ファイアプロテクション マネージングディレクター
2005年 6 月	同社BP　ファイアプロテクション&コーティング マネージングディレクター
2007年 4 月	同社ソーラーエネルギービジネス マネージングディレクター BP　ファイアプロテクション&コーティング マネージングディレクター
2007年 8 月	同社BP　ヨーロッパ マネージングディレクター BP　ファイアプロテクション&コーティング マネージングディレクター
2008年 6 月	当社上席執行役員　BP事業本部 ヨーロッパ事業部長
2010年 4 月	当社上席執行役員　BP事業部門 営業統括担当副部門長兼ソーラーエネルギープロダクツ担当副部門長
2011年 6 月	当社取締役（現）執行役　BP事業部門長
2012年 2 月	当社執行役　建築ガラス事業部門長兼 高機能ガラス事業部門長
2012年 4 月	当社代表執行役副社長兼COO兼 建築ガラス事業部門長兼高機能ガラス事業部門長
2012年 6 月	当社代表執行役副社長兼COO
	現在に至る

候補者番号 4

Mark Lyons マーク・ライオンズ

再任

■ **当社における地位及び担当**　取締役 代表執行役副社長兼CFO
■ **生年月日**　1962年10月31日生（満52歳）
■ **所有する当社の株式の数**　10,000株
■ **重要な兼職の状況**　該当事項なし
■ **取締役候補者の選任理由について**

英国及びベルギーで当社グループの財務部門の要職を歴任しました。また、当社グループにおいて、建築ガラス事業部門長等の要職を歴任しました。2008年６月から取締役 執行役を務め、2011年６月からは取締役 執行役CFO（最高財務責任者）、2013年６月からは取締役 代表執行役副社長兼CFO（最高財務責任者）として、当社グループの経営を担っています。当社グループの経理、財務、事業及び経営に関する豊富な経験と実績を活かして、引き続き、当社の取締役会の意思決定機能に資することが期待されるため、取締役候補者としました。

■ **略歴**

1990年 4 月	Pilkington plc（現Pilkington Group Limited）入社
2003年 1 月	Pilkington Group BP　ワールドワイド　CFO
2005年 3 月	同社BP　ヨーロッパ　プレジデント
2007年 4 月	当社BP事業本部　地域運営統括部長 BP　ヨーロッパ　マネージングディレクター
2007年 6 月	当社上席執行役員　BP事業本部　地域運営統括部長 BP　ヨーロッパ　マネージングディレクター
2007年 10月	当社上席執行役員　BP事業本部長
2008年 6 月	当社取締役（現）執行役　BP事業本部長
2011年 6 月	当社執行役CFO
2012年 4 月	当社代表執行役CFO
2013年 6 月	当社代表執行役副社長兼CFO
	現在に至る

候補者番号 5

諸岡賢一（もろおか けんいち）

再任

■ **当社における地位及び担当**　取締役 執行役副社長、指名委員、報酬委員
■ **生年月日**　1956年12月12日生（満58歳）
■ **所有する当社の株式の数**　27,601株
■ **重要な兼職の状況**　該当事項なし
■ **取締役候補者の選任理由について**

株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）に入行後、要職を歴任の後、2006年12月に当社に入社し、日本及び英国で経営企画、経理、財務及び事業管理に携わりました。2013年６月から当社取締役 執行役副社長を務め、2013年９月からは当社取締役 執行役副社長として、経営企画、人事、国内財務及び対外コミュニケーションを所管し、当社グループの経営を担っています。当社グループの経理、財務、人事、事業及び経営に関する豊富な経験と実績を活かして、引き続き、当社の取締役会の意思決定機能に資することが期待されるため、取締役候補者としました。

■ **略歴**

1979年 4 月	株式会社住友銀行 （現株式会社三井住友銀行）入行
1993年 4 月	同社国際統括部（東京）上席部長代理
2002年 6 月	SMBC Securities, Inc.　社長兼 SMBC Capital Markets, Inc.　副社長
2006年 12 月	当社統合推進本部担当役員付部長兼 経理部（ロンドン駐在）担当部長
2008年 6 月	当社執行役員　経理部財務企画部長
2011年 4 月	当社執行役員　機能性ガラス事業部門 CFO兼SG管理部長　コーポレートプランニングコミュニケーション統括
2011年 6 月	当社上席執行役員　機能性ガラス事業部門 CFO兼SG管理部長 コーポレートプランニングコミュニケーション統括
2012年 2 月	当社上席執行役員　コーポレートプランニングコミュニケーション統括
2012年 5 月	当社上席執行役員　副CFO
2013年 4 月	当社執行役　副CFO
2013年 6 月	当社取締役 執行役副社長
現在に至る	

候補者番号 6

小宮（こみや） 弘（ひろし）

再任　社外取締役候補者　独立役員候補者

- **当社における地位及び担当**　取締役 報酬委員長、指名委員、監査委員
- **生年月日**　1942年４月７日生（満73歳）
- **社外取締役在任期間について**　５年（本総会終結時）
- **取締役会への出席状況**　100%（12回/12回）
- **所有する当社の株式の数**　16,603株
- **重要な兼職の状況**　該当事項なし
- **社外取締役候補者の選任理由について**

　2010年６月より当社の社外取締役を務められています。また、2013年４月から当社の報酬委員長を務められています。国際的な大手製造業等の経営者及び取締役を務められた経験を有され、その豊富な経験と幅広い見識に基づき、独立した客観的な立場から、執行役等の職務を監督していただくことにより、取締役会の監督機能に資することが期待され、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- **略歴**

1965年 4 月	ブリヂストンタイヤ株式会社（現株式会社ブリヂストン）入社
1989年 4 月	同社北米本部長
1991年 4 月	Bridgestone Firestone Inc. ディレクター
1994年 8 月	オリンパス光学株式会社（現オリンパス株式会社） 経営企画部長
1997年 6 月	同社取締役
1999年 6 月	同社常務取締役
2004年 6 月	同社専務取締役
2007年 1 月	General Imaging Company 会長兼CEO
2009年 3 月	同社会長
	ジェネラル・イメージング・ジャパン株式会社 代表取締役社長（2013年11月まで）
2010年 6 月	当社取締役
	現在に至る

候補者番号 7

Günter Zorn ギュンター・ツォーン

再任　社外取締役候補者　独立役員候補者

- **当社における地位及び担当**　取締役 指名委員、監査委員、報酬委員
- **生年月日**　1953年３月23日生（満62歳）
- **社外取締役在任期間について**　１年（本総会終結時）
- **取締役会への出席状況**　100%（10回/10回）*
- **所有する当社の株式の数**　7,560株
- **重要な兼職の状況**　Z-ANSHIN株式会社　代表取締役社長
- **社外取締役候補者の選任理由について**

　2014年６月より当社の社外取締役を務められています。国際的な大手企業の経営者及び日本法人の代表取締役社長を務められた経験を有されるとともに、ご自身で設立されたコンサルティング会社の経営者でもあります。そうした豊富な国際経験と幅広い見識に基づき、独立した客観的な立場から、執行役等の職務を監督していただくことにより、取締役会の監督機能に資することが期待され、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- **略歴**

1978年11月	Polaroid Corporation入社
1985年 7 月	Linotype Aktiengesellschaft入社
1991年 6 月	ライノタイプヘル株式会社 代表取締役社長
1994年11月	ライノタイプヘル株式会社 代表取締役社長 Linotype社（1997年にHeidelberger Druckmaschinen AGが同社を買収） アジアパシフィック副社長
1998年 4 月	Heidelberg France S.A. 社長
2000年 4 月	Heidelberg社　アジアパシフィック最高経営責任者
2005年 7 月	ディー・エイチ・エル・ジャパン株式会社 代表取締役社長
2006年 4 月	ディー・エイチ・エル・ジャパン株式会社 代表取締役社長 DHL社　北太平洋統括エグゼクティブバイスプレジデント
2009年 4 月	Z-ANSHIN株式会社　代表取締役社長（現）
2014年 6 月	当社取締役
	現在に至る

＊注：ギュンター・ツォーン氏は、前年の定時株主総会（2014年６月27日開催）において新たに取締役に選任されましたので、取締役会の開催回数が他の再任取締役候補者と異なります。

候補者番号 8

山崎 敏邦（やまざき としくに）

新任　社外取締役候補者　独立役員候補者

■ **当社における地位及び担当**　—

■ **生年月日**　1946年１月13日生（満69歳）

■ **社外取締役在任期間について**　山崎敏邦氏は新任の社外取締役候補者であります。

■ **所有する当社の株式の数**　8,000株

■ **重要な兼職の状況**　株式会社龍ヶ崎カントリー倶楽部　代表取締役社長

■ **社外取締役候補者の選任理由について**

国際的な大手製造業の代表取締役副社長（財務・IR、経理担当）及び常勤監査役並びに年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の運用委員を務められた経験を有され、その豊富な経験と幅広い見識、さらには、財務・会計に関する知見に基づき、独立した客観的な立場から、執行役等の職務を監督していただくことにより、取締役会の監督機能に資することが期待され、社外取締役として選任をお願いするものであります。

■ **略歴**

1968年 4 月	日本鋼管株式会社入社
1999年 6 月	同社取締役
2000年 4 月	同社常務（執行役員）
2001年 4 月	同社専務（執行役員）
2002年 9 月	JFEホールディングス株式会社 専務執行役員
2005年 4 月	同社執行役員副社長（2009年３月退任）
2005年 6 月	同社代表取締役
2009年 4 月	同社取締役
2009年 6 月	同社監査役（常勤）（2013年６月退任）
	ユニバーサル造船株式会社監査役 （2012年12月退任）
2010年 4 月	JFEエンジニアリング株式会社監査役 （2013年４月退任）
	年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF） 運用委員会委員（2013年３月退任）
2015年 3 月	株式会社龍ヶ崎カントリー倶楽部 代表取締役社長
	現在に至る

（注）１．朝香聖一、小宮弘、ギュンター・ツォーン及び山﨑敏邦の各氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役の候補者であります。なお、当該候補者全員を株式会社東京証券取引所（以下、証券取引所）に独立役員として届け出ています。また、当社は、証券取引所が定める社外取締役の独立性基準に加え、当社グループや当社役員、当社の主要株主との関係等をも加味した独自の独立性基準を設定しており、これら４名の社外取締役候補者の全ては、当該独立性基準を満たしております。当該独立性基準の具体的内容については、次頁をご参照ください。

２．社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。

（１）社外取締役候補者が過去５年間に他の株式会社の取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中の当該株式会社における法令又は定款に違反する事実その他不当な業務執行が行われた事実

朝香聖一氏は1994年６月から2011年６月まで日本精工株式会社の取締役に就任していましたが、同社は、2011年７月に、ベアリング（軸受）製品の取引に関し独占禁止法違反があったとして、公正取引委員会による立ち入り検査を受けました。その後、2013年２月に東京地方裁判所において罰金刑を言い渡され、2013年３月には、公正取引委員会より排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。

その他、同社及び同社の子会社は、各国の関係当局による競争法に関する調査等を受けており、同社は2013年９月に米国司法省と罰金の支払い等を内容とする司法取引に合意し、また、2014年１月にはカナダ、同年３月には欧州、同年５月には豪州及びシンガポール、同年８月には中国で、関係当局又は裁判所から、制裁金等の支払いを命じられました。加えて、同年11月には韓国公正取引委員会から、同国独占禁止法違反の行為があったとする決定を受け、また、同年９月には日本精工株式会社の子会社である株式会社天辻鋼球製作所が公正取引委員会から独占禁止法に違反する行為があったとの認定を受けましたが、いずれについても当局の調査に全面的に協力した結果、課徴金等は免除されております。

日本、米国、カナダ、欧州、豪州、シンガポール、韓国及び中国における関係当局又は裁判所による行政処分、判決等では、日本精工株式会社の取締役に在任中の事業活動が対象とされております。また、その他継続中の関係当局による調査等では、同在任中の事業活動が対象とされている可能性があります。

（２）社外取締役との責任限定契約について

当社と朝香聖一氏、当社と小宮弘氏、並びに当社とギュンター・ツォーン氏は、各氏がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める金額を限度として損害を賠償する責任を負うものとする旨の契約を締結しています。

当社と山﨑敏邦氏は、同氏がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める金額を限度として損害を賠償する責任を負うものとする旨の契約を締結する予定であります。

(ご参考)当社の社外取締役独立性基準

当社の社外取締役は、本人又はその近親者が、次のいずれかの項目に該当する場合、独立性に欠けると判断されます。

1 社外取締役本人について

a)当社グループの業務執行取締役、執行役、執行役員、その他の職員・従業員(以下まとめて「業務執行者」)である者、又はあった者。

b)ⅰ)当社の取引先であって、その直近に終了した過去３事業年度のいずれかにおいて、当社から次に掲げる金額の支払いを受領した者(当該取引先が法人等の団体である場合は、その業務執行者。)、若しくは当社グループを主要な取引先とする者、

- 当該取引先のその事業年度の連結売上高の１％を超える金額

又は、

ⅱ)当社の取引先であって、当社の直近に終了した過去３事業年度のいずれかにおいて、当社に対して、次に掲げる金額の支払いを行った者、若しくは当社グループの主要な取引先である者(当該取引先が法人等の団体である場合は、その業務執行者。)。

- 当社のその事業年度の連結売上高の１％を超える金額

(注)本基準において「主要な取引先」とは、当社グループ及び当該取引先グループの間において、相手方の事業等の意思決定に対して、親子会社・関連会社と同程度の影響を与えうる取引関係を有する者をいう。

c)当社の会計監査人である公認会計士若しくは監査法人の社員、パートナー若しくは職員・従業員である者、又は最近過去３年間において当社グループの監査業務を実際に担当した者。

d)当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(その価額の合計が当社の１事業年度につき1,000万円以上のものをいう。)を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家である者(その財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、その団体に所属する者。)。

e)当社グループと重大なビジネス上の関係や重大な利害関係を有する者(当該関係を有する者が法人等の団体である場合には、その業務執行者。)。なお、当社の直近に終了した過去３事業年度の平均で年間1,000万円以上の寄付・融資等を当社グループから受領した事実は、重大な利害関係にあたるものとする。

f)他の企業、組織への関わりにおいて、相互に役員を派遣するなど、当社の取締役又は執行役と重大な関係がある者。

g)実質的に当社の議決権の10%以上の株式を保有する株主である者(当該株主が法人等の団体である場合は、その業務執行者である者又は最近過去５年間においてあった者。)。

h)当社の直近に終了した過去３事業年度のいずれかにおいて、上記ｄ)、ｅ)、又はｆ) のいずれかに該当していた者。

2 社外取締役の近親者(配偶者、二親等内の親族又は同居の親族)について

a)当社グループの業務執行取締役、執行役、執行役員、その他の幹部職員・従業員(以下まとめて「経営幹部」)である者、又は最近過去５年間においてあった者。

b)ⅰ)当社の取引先であって、その直近に終了した過去３事業年度のいずれかにおいて、当社から次に掲げる金額の支払いを受領した者(当該取引先が法人等の団体である場合は、その経営幹部。)、若しくは当社グループを主要な取引先とする者、

- 当該取引先のその事業年度の連結売上高の１％を超える金額

又は、

ⅱ)当社の取引先であって、当社の直近に終了した過去３事業年度のいずれかにおいて、当社に対して、次に掲げる金額の支払いを行った者、若しくは当社グループの主要な取引先である者(当該取引先が法人等の団体である場合は、その経営幹部。)。

- 当社のその事業年度の連結売上高の１％を超える金額

c)当社の会計監査人である公認会計士若しくは監査法人の社員、パートナー若しくは経営幹部である者、又は最近過去３年間において当社グループの監査業務を実際に担当した者。

d)当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(その価額の合計が当社の１事業年度につき1,000万円以上のものをいう。)を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家である者(その財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属するパートナー、アソシエイト、経営幹部。)。

e)当社グループと重大なビジネス上の関係や重大な利害関係を有する者(当該関係を有する者が法人等の団体である場合には、その経営幹部。)。なお、当社の直近に終了した過去３事業年度の平均で年間1,000万円以上の寄付・融資等を当社グループから受領した事実は、重大な利害関係にあたるものとする。

f)実質的に当社の議決権の10%以上の株式を保有する株主である者(当該株主が法人等の団体の場合は、その経営幹部。)。

g)当社の直近に終了した過去３事業年度のいずれかにおいて、上記ｄ)又はｅ)のいずれかに該当していた者。

以　上

1 当社グループ（企業集団）の現況に関する事項

（１）事業の経過及びその成果

当期において、当社グループの主要な市場は、地域によって好調と低調が分かれる状況となりました。欧州では、市場の基調はなお弱いものの、西欧地域の自動車市場は当期第４四半期において回復の兆候を見せました。日本では、建築用ガラスの数量は昨年４月の消費税増税によりマイナスの影響を受けましたが、自動車用ガラスの数量は比較的堅調に推移しました。北米では、市場はさらに改善し、特に建築用ガラスにおいて改善は顕著なものとなりました。南米では、市場は厳しい経済状況の影響を受けました。高機能ガラス市場では、製品や用途によって、概して好調と低調が混在する状況となりました。

この結果、当期の業績は以下のとおりとなりました。

	当期の業績
売上高	6,267億13百万円（前期比 3.4%増）
個別開示項目前営業利益	168億48百万円
営業利益	223億38百万円
税引前利益	48億07百万円
当期利益	28億93百万円
親会社の所有者に帰属する当期利益	16億68百万円

当期の事業別の業績は、以下のとおりとなりました。

建築用ガラス事業

売上高　2,529億14百万円
営業利益*　170億20百万円

主な事業内容

建築用ガラス事業は、建築材料市場向けの板ガラス製品及び内外装用加工ガラス製品の製造・販売から成っており、当期における当社グループの売上高のうち40%を占めます。ソーラー・エネルギー（太陽電池用ガラス）事業も、ここに含まれます。

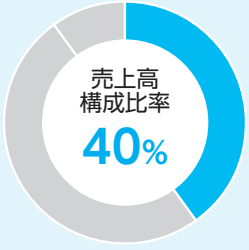

売上高

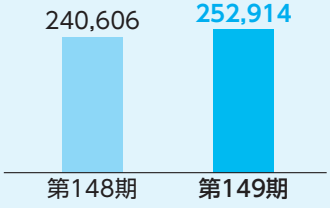

当期における建築用ガラス事業の営業利益は、リストラクチャリング施策に伴うコスト削減効果や北米市場の改善により、前期を上回りました。売上高も、円安に伴う為替換算の影響や北米市場の改善により、前期に比べて増加しました。

欧州における建築用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の37%を占めます。低調な経済状況により、引き続き新築及びリフォーム需要は停滞しています。現地通貨ベースの売上高は、軟調な市場状況と前期における低稼働設備の停止の影響により、前期をわずかに下回りました。厳しい市場の状況により価格の持続的な上昇にはなお至っていないものの、当社グループがこれまで取り組んでまいりましたリストラクチャリング施策の成果として設備稼働率が向上した結果、業績は改善しています。

日本における建築用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の27%を占めます。昨年４月の消費税増税の影響により、数量は減少しました。売上高は、数量の減少により前期を下回りました。

北米における建築用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の13%を占めます。建築用ガラス市場は、引き続き好調に推移しました。売上高と営業利益は、前期より増加しました。力強い域内需要と好調な太陽電池用ガラスの出荷により、数量は前期より増加しました。域内価格も前期の水準を上回りました。

その他の地域では、東南アジアの市場は、域内需要の改善と太陽電池用ガラスの出荷の増加により、好調でした。南米における売上高は、米ドルベースでは前期並みとなりました。

以上より、建築用ガラス事業では、売上高は2,529億14百万円、個別開示項目前営業利益は170億20百万円となりました。

＊注：個別開示項目前営業利益

自動車用ガラス事業

売上高 3,139億56百万円

営業利益* 93億72百万円

主な事業内容

自動車用ガラス事業は、新車組立用及び補修用市場向けに種々のガラス製品を製造・販売しており、当期における当社グループの売上高のうち50%を占めます。

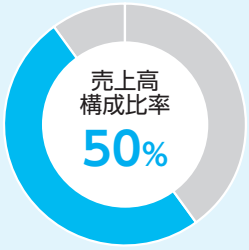

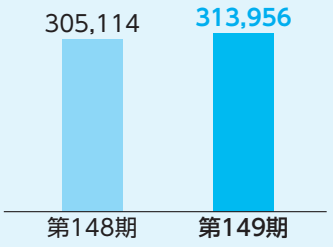

当期における自動車用ガラス事業の売上高は、円安に伴う為替換算の影響により、前期をわずかに上回りました。営業利益は、多くの地域において市場が依然として厳しい状況となったため、前期をわずかに下回りました。

欧州における自動車用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の46%を占めます。乗用車の累計販売台数は前期を上回り、特に当期第４四半期における前年同期比での増加は、乗用車販売が本格的な回復局面に入った可能性を示唆しています。新車向け（OE）部門では、現地通貨ベースの売上高は、前期並みとなりました。補修用（AGR）部門の売上高は、気候要因により需要が減少したため前期を下回りましたが、営業利益は、製品構成の改善により前期に比べて増加しました。

日本における自動車用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の17%を占めます。当社グループのOE部門の数量は、前期を上回りました。消費税増税にもかかわらず、需要は全般的には堅調に推移しました。しかし当期第４四半期において、乗用車販売はわずかに減少しました。売上高は需要の増加により前期を上回りましたが、営業利益は投入コストの上昇の影響を受けました。AGR市場は、前期の水準を下回りました。

北米における自動車用ガラス事業の売上高は、グループ全体における当事業売上高の26%を占めます。売上高及び営業利益は、改善しました。OE市場の数量は引き続き増加しており、AGR部門でも堅調な需要が業績に寄与しました。

その他の地域では、売上高及び営業利益は前期を下回りました。南米の市場は、厳しい状況が続きました。

以上より、自動車用ガラス事業では、売上高は3,139億56百万円、個別開示項目前営業利益は93億72百万円となりました。

＊注：個別開示項目前営業利益

高機能ガラス事業

売上高　587億41百万円
営業利益*　49億22百万円

主な事業内容

高機能ガラス事業は、当期における当社グループの売上高のうち10%を占めており、小型ディスプレイ用の薄板ガラス、プリンター向けレンズ及び光ガイドの製造・販売、並びに電池用セパレーターやエンジン用タイミングベルト部材などのガラス繊維製品の製造・販売など、様々な事業から成ります。



売上高

(単位：百万円)

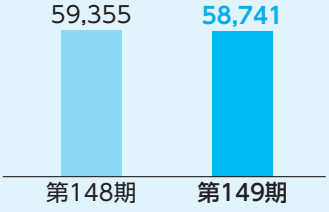

当期における高機能ガラス事業の売上高は、一部の製品で価格が前期の水準を下回った影響もあり、前期に比べて減少しました。こうした売上高減少の影響を設備稼働率の改善やコスト削減の効果で一部補う形になったものの、営業利益は、前期を下回りました。

ディスプレイ用の薄板ガラスの売上高は、引き続き競争激化の影響を受けました。当社グループは、ベトナムに新設した超薄板ガラス（UFF®）用フロートラインを、昨年６月に立ち上げ、当期第３四半期において生産を開始しました。多機能プリンター向け部材の需要は、前期より改善しました。エンジン・タイミングベルト用グラスコードの数量は、前期並みとなりました。

以上より、高機能ガラス事業では、売上高は587億41百万円、個別開示項目前営業利益は49億22百万円となりました。

＊注：個別開示項目前営業利益

その他

この分野には、全社費用、連結調整、前述の各セグメントに含まれない小規模な事業、及びピルキントン社買収に伴い認識された無形資産の償却費が含まれます。当期のその他における営業損失は、円安に伴う為替換算の影響がコスト削減の効果を上回ったため、前期に比べてわずかに増加しました。

以上より、その他では、売上高は11億02百万円、個別開示項目前営業損失は144億66百万円となりました。

（2）設備投資の状況

当期における当社グループの設備投資の総額は、365億58百万円となります。事業別の内訳は以下のとおりとなります。

事業	投資額
建築用ガラス事業	137億83百万円
自動車用ガラス事業	175億00百万円
高機能ガラス事業	45億13百万円
その他	7億62百万円

（3）資金調達等の状況

2015年３月末時点の総資産は9,201億06百万円となり、2014年３月末から61億02百万円減少しました。また資本合計は、主としてその他の包括利益に認識された確定給付制度の再測定の影響により、2014年３月末より74億78百万円減少し、1,860億08百万円となりました。

2015年３月末時点のネット借入残高は、2014年３月末より50億21百万円減少し、3,740億92百万円となりました。為替変動により、ネット借入は約83億10百万円減少しました。2015年３月末時点の総借入残高は、4,427億43百万円となっております。2015年３月末時点で、当社グループは未使用の融資枠を193億71百万円保有しております。

当期における営業活動によるキャッシュ・フローは、245億93百万円のプラスとなりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、231億92百万円のマイナスでしたが、この中には有形固定資産の購入支出の326億02百万円が含まれています。以上より、フリー・キャッシュ・フローは、14億01百万円のプラスとなりました。

（4）対処すべき課題

当社グループは、2014年５月に公表した長期戦略ビジョン及び中期経営計画（MTP）の下、その基本戦略である設備稼働率の極大化とVA（高付加価値製品）比率の向上に取り組んでまいりました。2015年４月１日付けで、森 重樹が当社代表執行役社長兼CEOに就任し、今後、こうした基本戦略を引き続き維持しながら、さらに「VAガラスカンパニー」に向けたアクションを加速してまいります。地域によって好不調が混在しますが、当社グループは、低調な事業については適宜改善策を実施し、好調な事業についてはさらに収益増強に取り組んでまいります。

長期戦略ビジョン

当社グループは、今後当社グループが進むべき方向として、「VAガラスカンパニー」に変容・変革することを、長期戦略ビジョンとして設定しております。

VAとは、英語のValue-addedの頭文字に由来しており、当社グループはこのビジョンの下で、持てる経営資源を高付加価値（VA）製品の開発と、その拡販に注力いたします。

「VAガラスカンパニー」として当社グループが目指すもの：

- ガラスのスペシャリストとして高い信頼を獲得
- 製品とサービスを通じて、世界中の様々なお客様と密接に協働し独自の付加価値を提供
- 事業構造を転換し、伝統的なビジネスモデルから、より高付加価値の製品（VA製品）に傾注

「VAガラスカンパニー」への変革後の当社グループのあるべき姿：

- よりスリムな総資産
- より景気循環に左右されにくい構造
- より収益性の高い企業

中期経営計画（MTP）

当社グループは、2014年５月15日付けで公表のとおり、2018年３月期までの期間を対象とする新たな中期経営計画（MTP）を策定しております。

MTPの最上位の目標は、財務サステナビリティ（財務面で安定的な姿になる）を実現すること、及び「VAガラスカンパニー」への変革を開始することです。

当社グループがこれまで取り組んで来たリストラクチャリング施策により、当社グループの収益性は回復し、これがMTPの実行を可能とする低コストの組織構造の実現を支えています。バランスのとれた地域と事業の構成により、変化・多様化する世界経済の動向に適切に対処する体制を引き続き維持してまいります。

MTPは、財務サステナビリティを確保し、VA製品・サービスの提供を通じて長期成長段階への移行を可能なものにします。

MTP－財務目標

経験豊かな当社マネジメントによる強力なリーダーシップの下、意欲的かつ達成可能な財務目標の達成を目指すことによって、株主価値の創造に取り組んでまいります。

2018年３月期までに当社グループが達成を目指す財務目標は、次の２つです。

- ネット借入／EBITDA：３倍
- 売上高営業利益率（ROS）：８％（注）

（注）個別開示項目及びピルキントン買収に係る償却費控除前営業利益をベースに算定。

2018年3月期の姿

目指すターゲット
- ネット借入／EBITDA:3倍
- 売上高営業利益※率(ROS):8%

＋

ガラス市場想定
- 先進国：緩やかな回復
- 新興国：適度な成長



▼

2018年3月期イメージ	
売上高	6,700億円以上
営業利益※	600億円
EBITDA	1,000億円
ネット借入	3,000億円
ROE	10%以上

※個別開示項目及びピルキントン社買収に係る償却費控除前営業利益

当社グループでは、2016年３月期において、市場の状況は引き続き改善するものと考えております。欧州では、建築用ガラス市場は概ね横ばいで推移する見通しです。また自動車用ガラス市場では、当期第４四半期に見られた乗用車販売の回復傾向が継続し、欧州経済危機以前の水準をなお大幅に下回ると予想されるものの、市場の改善に寄与するものと考えております。日本では、建築用ガラス市場は若干の改善を見込んでおります。また自動車用ガラス市場では、自動車関連税制の改正が短期的には販売にマイナスの影響を及ぼす可能性があるものの、総じて横ばいで推移する見通しです。北米では数量は堅調に推移すると見込んでおりますが、南米では数量は厳しい経済環境の影響を引き続き受けるものと考えております。東南アジア市場の状況はさらに改善し、太陽電池用ガラスの需要は増加が続く見込みです。高機能ガラス市場は、全般的に前期に比べて改善するものと考えております。

以上を踏まえて当社グループでは、2016年３月期において、さらなる営業利益（個別開示項目前ベースの営業利益）の改善を見込んでおります。

当社グループの財務状況につきましては、（3）資金調達等の状況に記載のとおりです。今後の資金調達につきましては、引き続き金融機関と協議を継続しております。当社グループは、事業の収益性のさらなる向上と運転資本や設備投資に対する厳格な管理の継続を通じて、キャッシュを創出しネット借入残高を削減することによって、今後も財務サステナビリティの確保に取り組んでまいります。

事業別の対処すべき課題は、以下のとおりです。

建築用ガラス事業

建築用ガラス事業では、引き続き収益性の改善に注力してまいります。当社グループがこれまで取り組んでまいりましたリストラクチャリング施策により設備稼働率は向上しており、建築用ガラス事業の業績は大きく改善しています。当社グループでは、引き続き高付加価値（VA）製品の拡販に注力するとともに、設備稼働率の向上にも努めてまいります。

当社グループでは、特に欧州において、今後もさらなる収益性の改善に努めてまいります。欧州における価格は依然として低水準にあるものの、適正規模に削減された生産能力が今後も価格の改善に寄与するものと考えております。

建築用ガラス事業では、再生可能エネルギーであるソーラー・エネルギー（太陽光発電）市場向けの製品とともに、住宅及び商業用ビルのエネルギー節減に効果が高い様々な高付加価値（VA）製品を生産しています。こうした製品の製造は、エネルギーを大量に消費します。燃料価格は、短期的には安定しているものの、長期的な見通しにはなお不確実性が残っています。当社グループでは、燃料価格の変動の影響を緩和するため、ヘッジ取引にも取り組んでおりますが、長期的趨勢として燃料コストが上昇した場合の影響を完全に除去することはできません。当社グループは、適正な生産能力の維持による販売価格への波及効果を通じて、可能な限り燃料コスト上昇の影響が緩和されるよう努めてまいります。

クリーンで再生可能なエネルギーを推進する潮流に鑑みれば、太陽光発電向け製品事業は長期的に成長が持続するものと見込んでいます。また、建物の省エネルギー化に寄与するLow-Eガラス等のVA製品が、当社グループの建築用ガラス製品群の中でますます重要な位置を占めるようになると考えております。当社グループの建築用ガラス事業における中期的な戦略は、競合他社に対して技術的優位性を持つVA製品の構成比率を高めることです。

自動車用ガラス事業

自動車用ガラス事業では、前述の建築用ガラス事業と同様、引き続き収益性の改善に注力してまいります。当事業でも、原燃料価格の変動の影響を受けています。また、例えば南米の市場は当期においては厳しい経済状況を反映して低調に推移しましたが、当社グループでは、中期的な戦略として、こうした新興市場において自動車用ガラス事業を引き続き成長させるべく取り組んでまいります。ソーラー・エネルギー制御や軽量化をはじめとした高付加価値（VA）製品での技術的優位が、自動車用ガラスの将来において大きな役割を果たすと考えており、当社グループは、これらの分野の主要プレーヤーとなることを目指します。また、補修用（AGR）分野でも、既存ビジネスの成長や必要に応じた戦略的買収を通じて事業の拡大を図ってまいります。

高機能ガラス事業

当社グループの高機能ガラス事業には、多くの分野で大きな成長機会があると認識しております。当社グループは、ベトナムに新設した超薄板ガラス（UFF®）用フロートラインについて、昨年６月に立ち上げを行い、当期第３四半期において生産を開始しました。このフロートラインは、当社グループの100%子会社であるNSG Vietnam Glass Industries社に設置されており、今回の新設によって当社グループの超薄板ガラス（UFF®）用フロートラインは、日本１基、ベトナム１基の２窯体制となります。当社グループのUFF®は、従来より中小型液晶用基板として広く使用されていましたが、タッチパネル用基板ガラス及びカバーガラス（ソーダライム組成）としての使用が急速に拡大しています。長年にわたる当社の超薄板ガラスにおける技術・開発力を発揮し、今後ともグローバルな顧客のニーズに応えてまいります。

ベルトインオイル型エンジン技術に不可欠な高強度グラスコードも、有望な成長分野であり、当社グループは当該分野へ積極的に投資を行っています。このような成長機会を適切にとらえ、引き続き事業の発展に努めてまいります。

当社グループは、長期戦略ビジョン及び中期経営計画（MTP）に沿ったアクションを加速することにより、以上の課題に取り組んでまいります。

（5）財産及び損益の状況の推移

区　　分	第146期 (2012年３月期)	第147期 (2013年３月期)	第148期 (2014年３月期)	第149期 (2015年３月期)
売上高（百万円）	552,223	521,346	606,095	626,713
営業利益（△は損失）（百万円）	4,386	△17,258	734	22,338
税引前利益（△は損失）（百万円）	△4,822	△31,096	△15,120	4,807
当期利益（△は損失）（百万円）	△1,749	△33,455	△15,460	2,893
親会社の所有者に帰属する当期利益（△は損失）（百万円）	△2,815	△34,324	△16,605	1,668
親会社の所有者に帰属する基本的１株当たり当期利益（△は損失）（円）	△3.12	△38.04	△18.40	1.85
親会社の所有者に帰属する持分（百万円）	161,313	145,031	183,974	175,746
１株当たり親会社所有者帰属持分（円）	178.77	160.68	203.78	194.60
総資産額（百万円）	848,752	885,436	926,208	920,106

(注) 1．当社は、第146期より、国際会計基準（IFRS）に基づいて連結計算書類を作成しています。
2．親会社の所有者に帰属する基本的１株当たり当期利益（△は損失）は、親会社の所有者に帰属する当期利益（又は損失）を、当期の発行済普通株式の加重平均株式数で除して算定しています。発行済普通株式の加重平均株式数には、当社グループが自己株式として保有している普通株式は含まれません。
3．１株当たり親会社所有者帰属持分は、親会社の所有者に帰属する持分を、当期末発行済普通株式数で除して算定しています。当該発行済普通株式数には、当社グループが自己株式として保有している普通株式は含まれません。
4．IFRS財団による現在継続中の退職給付制度に関するIFRS（IAS第19号及びIFRIC第14号）の検討を契機として、退職給付制度に関する当社の会計方針を変更したことに伴い、第148期については当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しています。

■ 売上高　(単位：百万円)

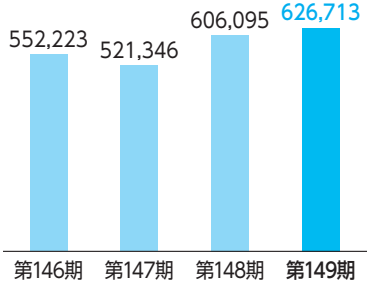

■ 営業利益（△は損失）　(単位：百万円)

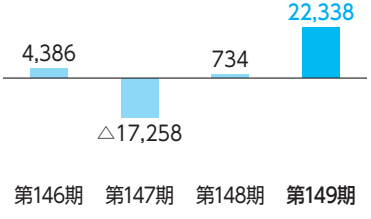

■ 当期利益（△は損失）　(単位：百万円)

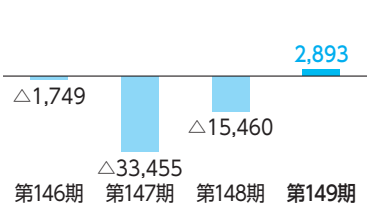

（6）重要な子会社の状況

区分	会　社　名	資本金	議決権の所有割合	主な事業内容
日本	日本板硝子ビルディングプロダクツ株式会社	百万円 350	% 100	建築用ガラス事業
	株式会社サンクスコーポレーション	百万円 300	92.5	建築用ガラス事業
	日本板硝子ウインテック株式会社	百万円 48	99.3 (0.2)	建築用ガラス事業
欧州	Pilkington United Kingdom Limited	千ポンド 179,978	100 (100)	建築用ガラス事業
	Pilkington Automotive Limited	千ユーロ 206,595	100 (100)	自動車用ガラス事業
	Pilkington Technology Management Limited	千ポンド 441,320	100 (100)	建築用ガラス事業 自動車用ガラス事業
	NGF Europe Limited	千ポンド 5,400	100	高機能ガラス事業
	Pilkington Deutschland AG	千ユーロ 69,290	96.3 (96.3)	建築用ガラス事業
	Pilkington Automotive Deutschland GmbH	千ユーロ 18,996	100 (100)	自動車用ガラス事業
	Pilkington Austria GmbH	千ユーロ 8,721	100 (100)	建築用ガラス事業
	Pilkington Norge AS	千ノルウェー・クローネ 5,095	100 (100)	建築用ガラス事業
	Pilkington Floatglas AB	千スウェーデン・クローナ 222,000	100 (100)	建築用ガラス事業
	Pilkington Automotive Finland OY	千ユーロ 19,414	100 (100)	自動車用ガラス事業
	Pilkington IGP Sp. z o.o.	千ズウォティ 507	100 (100)	建築用ガラス事業
	Pilkington Automotive Poland Sp. z o.o.	千ズウォティ 30,511	100 (100)	自動車用ガラス事業
	Pilkington Polska Sp. z o.o.	千ズウォティ 147,340	100 (100)	建築用ガラス事業
	Pilkington Italia SpA	千ユーロ 112,996	100 (100)	建築用ガラス事業 自動車用ガラス事業

（注）議決権の所有割合の（　）内は、子会社による間接所有割合で内数となっています。

区分	会　社　名	資本金	議決権の所有割合	主な事業内容
欧州（持株会社）	NSG Holding（Europe）Limited	千ポンド 2,363,517	% 100	その他（持株会社）
	NSG UK Enterprises Limited	千ポンド 1,801,478	100 (100)	その他（持株会社）
	Pilkington Group Limited	千ポンド 1,983,926	100 (100)	その他（持株会社）
北米	Pilkington North America Inc.	千米ドル 1	100 (100)	建築用ガラス事業 自動車用ガラス事業
	L-N Safety Glass SA de CV	千メキシコ・ペソ 175,155	100 (100)	自動車用ガラス事業
その他の地域	Vidrieria Argentina S.A.	千アルゼンチン・ペソ 178,000	51.0 (51.0)	建築用ガラス事業
	Vidrios Lirquen S.A.	千チリ・ペソ 27,443,983	51.6 (51.6)	建築用ガラス事業
	Pilkington Automotive Argentina S.A.	千アルゼンチン・ペソ 155,015	100 (100)	自動車用ガラス事業
	Pilkington Brasil Limitada	千レアル 163,936	100 (100)	建築用ガラス事業 自動車用ガラス事業
	Guilin Pilkington Safety Glass Co. Limited	千人民元 100,000	100 (100)	自動車用ガラス事業
	Pilkington Solar（Taicang），Limited	千人民元 305,151	100 (100)	建築用ガラス事業
	Suzhou NSG Electronics Co. Limited	千人民元 371,689	100	高機能ガラス事業
	NSG Hong Kong Co. Limited	千香港ドル 800	100 (100)	高機能ガラス事業
	Malaysian Sheet Glass Sdn. Bhd.	千リンギット 81,151	100	建築用ガラス事業 自動車用ガラス事業
	Vietnam Float Glass Co. Limited	10億ドン 512	55.0	建築用ガラス事業
	NSG Vietnam Glass Industries Limited	10億ドン 1,378	100 (100)	建築用ガラス事業

（注）議決権の所有割合の（　）内は、子会社による間接所有割合で内数となっています。

（7）当社グループの主要な営業所及び工場

当　社	本店所在地	東京都港区三田三丁目５番27号
	営業所	東京都港区、大阪市中央区、愛知県豊田市、広島市南区
	工場	千葉県市原市、神奈川県相模原市、三重県四日市市、三重県津市、岐阜県不破郡垂井町、京都市南区、京都府舞鶴市
重要な子会社	日本	日本板硝子ビルディングプロダクツ株式会社 (千葉県市原市) 株式会社サンクスコーポレーション（東京都江戸川区） 日本板硝子ウインテック株式会社（大阪市中央区）
	欧州	Pilkington United Kingdom Limited（英国） Pilkington Automotive Limited（英国） Pilkington Technology Management Limited（英国） NGF Europe Limited（英国） Pilkington Deutschland AG（ドイツ） Pilkington Automotive Deutschland GmbH（ドイツ） Pilkington Austria GmbH（オーストリア） Pilkington Norge AS（ノルウェー） Pilkington Floatglas AB（スウェーデン） Pilkington Automotive Finland OY（フィンランド） Pilkington IGP Sp. z o.o. (ポーランド) Pilkington Automotive Poland Sp. z o.o.（ポーランド） Pilkington Polska Sp. z o.o.（ポーランド） Pilkington Italia SpA（イタリア） NSG Holding（Europe）Limited（英国） NSG UK Enterprises Limited（英国） Pilkington Group Limited（英国）
	北米	Pilkington North America Inc.（米国） L-N Safety Glass SA de CV（メキシコ）
	その他の地域	Vidrieria Argentina S.A.（アルゼンチン） Vidrios Lirquen S.A.（チリ） Pilkington Automotive Argentina S.A.（アルゼンチン） Pilkington Brasil Limitada（ブラジル） Guilin Pilkington Safety Glass Co. Limited（中国） Pilkington Solar（Taicang），Limited（中国） Suzhou NSG Electronics Co. Limited（中国） NSG Hong Kong Co. Limited（中国） Malaysian Sheet Glass Sdn. Bhd.（マレーシア） Vietnam Float Glass Co. Limited（ベトナム） NSG Vietnam Glass Industries Limited（ベトナム）

（8）当社グループの従業員の状況

事業区分	従業員数
建築用ガラス事業	9,101名
自動車用ガラス事業	15,085名
高機能ガラス事業	1,949名
その他	1,236名
合計	27,371名 （前期末比292名増）

（注）臨時従業員数は上記に含まれません。

（9）当社グループの主要な借入先

借入先名	借入額
株式会社三井住友銀行	103,846百万円
株式会社日本政策投資銀行	42,348百万円
三井住友信託銀行株式会社	41,845百万円
株式会社みずほ銀行	41,033百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	15,100百万円
株式会社三重銀行	10,000百万円
農林中央金庫	9,875百万円
株式会社あおぞら銀行	8,200百万円
バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ	6,928百万円
株式会社新生銀行	5,485百万円

（注）上記にはシンジケートローンに基づく借入を含んでおります。

2 会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数 1,775,000,000株

（2）発行済株式の総数 903,550,999株

（うち、自己株式の数 415,309株）

（3）株主数 75,134名

（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	28,595千株	3.17%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	25,341千株	2.81%
CBNY DFA Intl Small Cap Value Portfolio	20,482千株	2.27%
Mellon Bank, N.A. As Agent For Its Client Mellon Omnibus US Pension	17,371千株	1.92%
State Street Bank And Trust Company	12,607千株	1.40%
Chase Manhattan Bank GTS Clients Account Escrow	11,707千株	1.30%
日本証券金融株式会社	11,511千株	1.27%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	10,521千株	1.16%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2）	10,443千株	1.16%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口6）	10,437千株	1.16%

（注）持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して計算しています。

■ **所有者別持株比率**

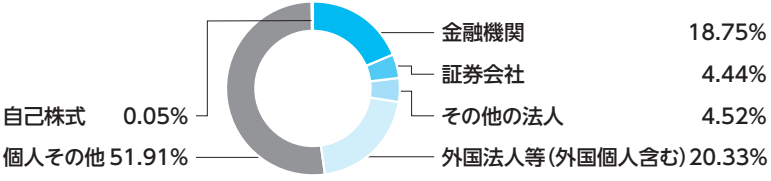

3 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループでは、持続可能な事業の業績をベースにして、安定的に配当を実施することを利益配分の基本方針としております。2015年３月期の期末配当金につきましては、当社グループが直面している現在の市場の状況を踏まえて、誠に遺憾ではありますが、当社取締役会はその実施を見送ることを決定いたしました。当社グループは、配当は株主の皆様にとって重要なものであると認識しており、グループの業績が十分に改善した段階で配当実施を再開することを考えております。

4 会社の新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度末日において取締役が保有する新株予約権の状況

区　分	名 称	発行価額	行使価額	行 使 期 間	新株予約権の個　数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	保有者数
当社取締役（社外取締役を除く。）	第２回新株予約権	無償	１株につき466円	自　2007年７月１日 至　2015年６月28日	17個	普通株式17,000株 (新株予約権１個につき普通株式1,000株)	1名
	第３回新株予約権	無償	１株につき578円	自　2008年７月１日 至　2016年６月28日	11個	普通株式11,000株 (新株予約権１個につき普通株式1,000株)	1名
	2007年９月発行新株予約権(株式報酬型)	１株につき666.31円	１株につき１円	自　2007年９月29日 至　2037年９月28日	9個	普通株式9,000株 (新株予約権１個につき普通株式1,000株)	1名
	2008年９月発行新株予約権(株式報酬型)	１株につき497.51円	１株につき１円	自　2008年９月28日 至　2038年９月27日	35個	普通株式35,000株 (新株予約権１個につき普通株式1,000株)	2名
	2009年９月発行新株予約権(株式報酬型)	１株につき255.12円	１株につき１円	自　2009年10月１日 至　2039年９月30日	69個	普通株式69,000株 (新株予約権１個につき普通株式1,000株)	2名
	2010年９月発行新株予約権(株式報酬型)	１株につき139.42円	１株につき１円	自　2010年10月１日 至　2040年９月30日	59個	普通株式59,000株 (新株予約権１個につき普通株式1,000株)	2名
	2011年10月発行新株予約権(株式報酬型)	１株につき126.28円	１株につき１円	自　2011年10月15日 至　2041年10月14日	80個	普通株式80,000株 (新株予約権１個につき普通株式1,000株)	2名
	2012年９月発行新株予約権(株式報酬型)	１株につき21.43円	１株につき１円	自　2012年９月29日 至　2042年９月28日	290個	普通株式290,000株 (新株予約権１個につき普通株式1,000株)	2名
	2013年10月発行新株予約権(株式報酬型)	１株につき88.28円	１株につき１円	自　2013年10月16日 至　2043年10月15日	399個	普通株式399,000株 (新株予約権１個につき普通株式1,000株)	2名
	2014年９月発行新株予約権(株式報酬型)	１株につき90.09円	１株につき１円	自　2014年10月１日 至　2044年９月30日	247個	普通株式247,000株 (新株予約権１個につき普通株式1,000株)	2名
合計	—	—	—	—	1,216個	普通株式1,216,000株	2名

（2）当事業年度中に執行役員に交付した新株予約権の状況

区　分	名 称	発行価額	行使価額	行 使 期 間	新株予約権の個　数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	被交付者数
当社執行役員	2014年９月発行新株予約権(株式報酬型)	１株につき90.09円	１株につき１円	自　2014年10月１日 至　2044年９月30日	651個	普通株式651,000株 (新株予約権１個につき普通株式1,000株)	13名

5 会社役員に関する事項

（1）取締役及び執行役の氏名等

ア　取締役

氏　名	地位又は担当		重要な兼職の状況
朝　香　聖　一	取締役会議長	□ 指名委員長 ■ 監査委員 □ 報酬委員	—
藤　田　純　孝	取締役	■ 監査委員長 □ 指名委員 □ 報酬委員	古河電気工業株式会社 取締役 オリンパス株式会社 取締役
小　宮　　弘	取締役	□ 報酬委員長 □ 指名委員 ■ 監査委員	—
ギュンター・ツォーン	取締役	□ 指名委員 ■ 監査委員 □ 報酬委員	Z-ANSHIN株式会社 代表取締役社長
吉　川　恵　治	取締役	□ 指名委員 □ 報酬委員	—
クレメンス・ミラー	取締役	—	—
マーク・ライオンズ	取締役	—	—
諸　岡　賢　一	取締役	□ 指名委員 □ 報酬委員	—

（注）1．朝香聖一、藤田純孝、小宮弘及びギュンター・ツォーンの各氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役です。なお、社外取締役全員を株式会社東京証券取引所（以下、証券取引所）に独立役員として届け出ています。また、当社は、証券取引所が定める社外取締役の独立性基準に加え、当社グループや当社役員、当社の主要株主との関係等をも加味した独自の独立性基準を設定しており、これら４名の社外取締役の全ては、当該独立性基準を満たしています。なお、当該独立性基準の具体的な内容については、17頁をご参照ください。

2．監査委員の藤田純孝氏は、伊藤忠商事株式会社のチーフフィナンシャルオフィサーを７年間務めた経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者です。

イ　執行役

2015年３月31日現在の執行役

氏　名	地位又は担当		重要な兼職の状況
吉　川　恵　治	代表執行役	社長兼CEO	—
クレメンス・ミラー	代表執行役	副社長兼COO	—
マーク・ライオンズ	代表執行役	副社長兼CFO	—
諸　岡　賢　一	執行役	副社長	—

2015年４月１日現在の執行役

氏　　名	地位又は担当		重要な兼職の状況
森　　重　樹	代表執行役	社長兼CEO	—
クレメンス・ミラー	代表執行役	副社長兼COO	—
マーク・ライオンズ	代表執行役	副社長兼CFO	—
諸　岡　賢　一	執行役	副社長	—
吉　川　恵　治	執行役	—	—

（２）取締役及び執行役の報酬等について

ア　取締役及び執行役の報酬等の決定に関する方針等

①　報酬等の決定に係る組織及び責任

当社は、2008年６月の第142期定時株主総会終結の時をもって、報酬委員会を設置いたしました。同委員会は、４名の社外取締役、１名の取締役 代表執行役、及び１名の取締役 執行役で構成されています。現在の委員長は社外取締役である小宮弘氏です。委員自身の報酬等に関する事項が議論される場合には、当該委員の出席はできないものとしています。委員会の運営については、人事部門が事務局として支援し、適宜外部専門家により提供される情報を使用します。また、委員会が認めた総務法務部のメンバーが法務関連事項についての内部法務アドバイザーを務めます。2015年３月期においては、同委員会は５回開催されました。

同委員会は次の事項を決定いたします。

・取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容にかかる決定に関する方針の決定

・取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容にかかる決定

また、同委員会は、取締役及び執行役以外の当社グループの上級幹部の報酬の方針及び内容について、以下の②で掲げる方針に則して、代表執行役社長兼CEOに対し、推薦又は助言することができます。

②　執行役の報酬等の決定に関する方針

当社グループは、世界約30ヶ国で事業運営をするグローバル企業です。執行役の報酬に関する方針の目的は、執行役の任用契約条件を市場競争に耐え得るようにし、またグローバルビジネスにおいて世界中から高い能力を持つ執行役を惹きつけ、確保し、かつ動機づけるように報酬内容を設計することにあります。

当該方針の狙いは、個々の基本報酬及びインセンティブ報酬がグループの業績や株主利益と整合性を保ち、個々人の業務における責任と成果が反映されるようにすることにあります。執行役に対する個々の報酬内容は直接任用される国の市場環境によって異なりますが、年度賞与と長期インセンティブ報酬プランについては、グローバル方針に従い、当社グループレベルで企画、設計され、整合性が保たれるものとします。

基本報酬及び福利厚生の内容は、市場競争に耐え得るレベルに設定され、年度業績連動報酬（賞与）は主に財務指標の達成度合いで評価されます。

執行役の報酬内容は毎年見直されます。方針として、グローバル企業における市場の概ね中位数に報酬水準を調整するものとします。適切な市場相場の決定にあたっては、売上高及び時価総額並びに国際化の複雑さ及び広がりといった事情が考慮されます。報酬内容の見直しにあたっては、個々人の役割の範囲、責任及び業績、会社業績の目標及び計画に対する進捗度、並びに他の管理職の昇給予定が考慮されます。

各執行役は、年度業績連動報酬制度（年度賞与）に参加します。報酬委員会は業績基準と適切な賞与支給条

件を設定しています。当該報酬制度は、主に取締役会で承認された年度予算に対して挑戦しがいのある財務業績の達成目標と１年の期間内におけるビジネス戦略と明確に関連する業務/経営指標に基づきます。当該報酬制度における財務及び非財務要素は当社グループの中期経営計画と明確に整合します。

執行役の2015年３月期の年度業績連動報酬制度における業績指標は次の項目を含みます。

指　　標	比重 (%)
営業利益	40
運転資本/売上	40
品質	10
安全	10

執行役の2016年３月期の年度業績連動報酬制度における業績指標は次の項目を含みます。

指　　標	比重 (%)
営業利益	40
ネット借入	40
MTP（中期経営計画関連）	20

一定レベルの目標が達成されない場合は、執行役への賞与は支払われません。一定レベル（最低限のエントリーレベル）は、財務業績が最低限の水準を確保できるよう、報酬委員会によって決定されます。執行役の年度賞与の支払水準はマネジメントグレードに応じて基本報酬の0-150%の範囲となります。

各執行役は、長期インセンティブ報酬プランに参加することができます。当該プランは、３年間にわたるグループの長期的な業績目標の達成に報いることを目的とします。年１回の発行を可能とし、したがって、いずれの時点においても効力を有するプランが３本存在することがあり得ます。当該プランの業績目標基準は、主な財務指標により設定されます。

2013年３月期、2014年３月期及び2015年3月期に稼働するプランで使用されている業績指標は、現在、一株当たり利益の累積総額です。当該業績目標基準のエントリー値が達成されない場合は、支払いは行われません。支払いは金員をもってなされます。執行役と株主の利益を一致させるべく、当該支払いは、各プランにつき、それぞれ対象となる３年間の当社株価の値動きに連動します。執行役の長期インセンティブ報酬プラン支払水準はマネジメントグレードに応じて基本報酬の0-150%の範囲となります。

現行の長期インセンティブ報酬プランは執行役と他の参加資格者に、当該プランの手取り金額の50%につき、当社の普通株式への投資を求めています。当該投資により、執行役は、当社の株主としての利益を享受するとともに、引き続き株主価値向上に向けて動機づけがなされ、執行役と株主の皆様とのさらなる利害の一致が図られます。当該株式投資は、日本非居住者である執行役を含め、資格を有するすべての参加者に適用されます。

株式保有と、株主の皆様との利害の一致は、株式保有目標を用いることでさらに促進されます。株式保有目標は執行役ごとに設定され、基本報酬に対するパーセンテージとして示されます。本プランを通じて、執行役は、数年をかけて目標に達する株式を保有することが期待されます。株式保有目標に対する進捗状況は毎年評価されます。執行役に対する株式保有目標は現在、基本報酬の100%です。目標レベルは市場慣行に則して報

酬委員会によって継続的に見直されます。

③　独立社外取締役の報酬等の決定に関する方針

独立社外取締役の職務は、取締役会の一員として、その重要な意思決定に携わるとともに、独立的かつ客観的な立場から、NSGグループの経営を監督することです。独立社外取締役が当該職務を適切かつ効果的に遂行できるよう、また、当社が当該職務につき期待される能力、経験を持つ人材を確保できるよう、独立社外取締役の報酬等は、外部専門家による他社事例の調査等に基づき、適正な水準で定められます。

独立社外取締役はその職務遂行に対する報酬を受領します。独立社外取締役は業績連動報酬や長期インセンティブ報酬の受給資格を持ちません。

独立社外取締役は取締役会議長又は他の委員会のいずれかの委員長を担う場合、追加の報酬を受領します。

イ　取締役及び執行役の報酬等の額

①　当社により負担される取締役及び執行役の報酬等の額

区　　分	員数（人）	報酬等の額（百万円）		
		基本報酬	賞与	その他
執行役を兼務しない取締役 (社外取締役)	5	63	—	—
執行役	3	110	27	38

(注) 1．当社により負担される上記表の報酬等のほかに、当社の子会社により負担される当社執行役に対する報酬等がありますが、これらについては下記表②のとおりとなります。本表に示される執行役に対する報酬等は、２名の執行役に係る基本報酬及び賞与、並びに３名の執行役に係る「その他」から構成されます。
2．上記表中の額は取締役及び執行役の在任期間に関するものです。
3．執行役を兼務しない取締役（社外取締役）には、第148期定時株主総会終結の時をもって退任した者を含みます。
4．上記表の賞与の額は２名の執行役に対する、2014年４月から2015年３月までの期間（当事業年度）に係るもので、その支払いは、2015年４月から始まる事業年度中になされます。当該支払いは、当事業年度の年度賞与に関するもので、2012年４月から2015年３月までの３事業年度に係る長期インセンティブプランによる支払いはありません。
5．執行役についての「その他」は、２名の執行役に対するストックオプション費用 22百万円を含みます。当該ストックオプションは、日本の任用条件の下、2007年の役員退職慰労金制度の廃止に伴い退職給付制度の一環として導入された株式報酬型ストックオプションです。
6．「その他」は、年金拠出金、医療・健康保険、及び社宅に係る費用等を含みます。

②　子会社により負担される執行役の報酬等の額

区　　分	員数（人）	報酬等の額（百万円）		
		基本報酬	賞与	その他
執行役	2	145	51	30

(注) 1．上記表は、クレメンス・ミラー及びマーク・ライオンズに対する執行役としての報酬等の額に関するものです。
2．上記表の賞与の額は２名の執行役に対する、2014年４月から2015年３月までの期間（当事業年度）に係るもので、その支払いは、2015年４月から始まる事業年度中になされます。当該支払いは、当事業年度の年度賞与に関するもので、2012年４月から2015年３月までの３事業年度に係る長期インセンティブプランによる支払いはありません。
3．「その他」は、年金拠出金、医療・健康保険、及び自動車に係る費用を含みます。
4．英ポンド建て及びユーロ建ての支払いについては、それぞれ当事業年度の平均為替レートである１ポンド当たり177円、１ユーロ当たり139.4円で円換算しています。

（3）社外役員に関する事項

ア　重要な兼職先（他の法人等の業務執行取締役、執行役等、又は社外役員等の兼務）

氏　　名	重要な兼職先
藤　田　純　孝	古河電気工業株式会社 社外取締役 オリンパス株式会社 社外取締役
ギュンター・ツォーン	Z-ANSHIN株式会社 代表取締役社長

(注) 当社と古河電気工業株式会社、当社とオリンパス株式会社、並びに当社とZ-ANSHIN株式会社との間には、それぞれ特別な関係はございません。

イ　当事業年度における社外取締役の主な活動状況

氏　　名	主な活動状況
朝　香　聖　一	当事業年度中に開催された取締役会12回の全てに、指名委員会７回の全てに、監査委員会11回のうち10回に、報酬委員会５回の全てに、それぞれ出席し、必要に応じ、主として経験豊富な経営者の観点から発言を行っています。
藤　田　純　孝	当事業年度中に開催された取締役会12回の全てに、指名委員会７回の全てに、監査委員会11回の全てに、報酬委員会５回の全てに、それぞれ出席し、必要に応じ、主として経験豊富な経営者の観点から発言を行っています。
小　宮　　弘	当事業年度中に開催された取締役会12回の全てに、指名委員会７回の全てに、監査委員会11回の全てに、報酬委員会５回の全てに、それぞれ出席し、必要に応じ、主として経験豊富な経営者の観点から発言を行っています。
ギュンター・ツォーン	2014年６月27日の取締役就任以降に開催された当事業年度中の取締役会10回の全てに、指名委員会６回の全てに、監査委員会８回の全てに、報酬委員会４回の全てに、それぞれ出席し、必要に応じ、主として経験豊富な経営者の観点から発言を行っています。

ウ　責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役との間において、各社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める金額を限度として損害を賠償する責任を負うものとする旨の契約を締結しています。

6 会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	140百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	145百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく会計監査人としての監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の「当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額」は、これらの合計額を記載しています。
2．当社の重要な子会社は主にErnst&Youngの監査を受けています。
3．当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外に、内部統制に関する相談業務等についての対価を支払っています。

（3）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会社法第340条第１項各号に定める事由に会計監査人が該当すると認められる場合の解任のほか、原則として、会計監査人の法令違反、会計監査人の適格性・独立性を害する事由の発生等により、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案することをその方針といたします。

7 コーポレートガバナンスの状況

（1）方針

当社は、指名委員会等設置会社制度を採用しています。執行と監督の分離を促進し、独立社外取締役の役割を強化することにより、経営の透明性を高め、コーポレートガバナンスのレベルを向上させ、ひいては株主価値を向上させるべく、努めています。

当社は、本年６月１日に施行された「コーポレートガバナンス・コード」の諸原則の考え方を支持し、新たに「NSGグループコーポレートガバナンス・ガイドライン」（以下、「本ガイドライン」）を制定いたしました。本ガイドラインは、当社グループが、持続可能な方法でその企業価値を中長期的に高め、ひいては株主の皆様をはじめとするステークホルダーの皆様の共同価値を高めていくための企業統治（コーポレートガバナンス）システムに関する基本的な考え方と枠組みを定めたものです。

（2）マネジメント体制

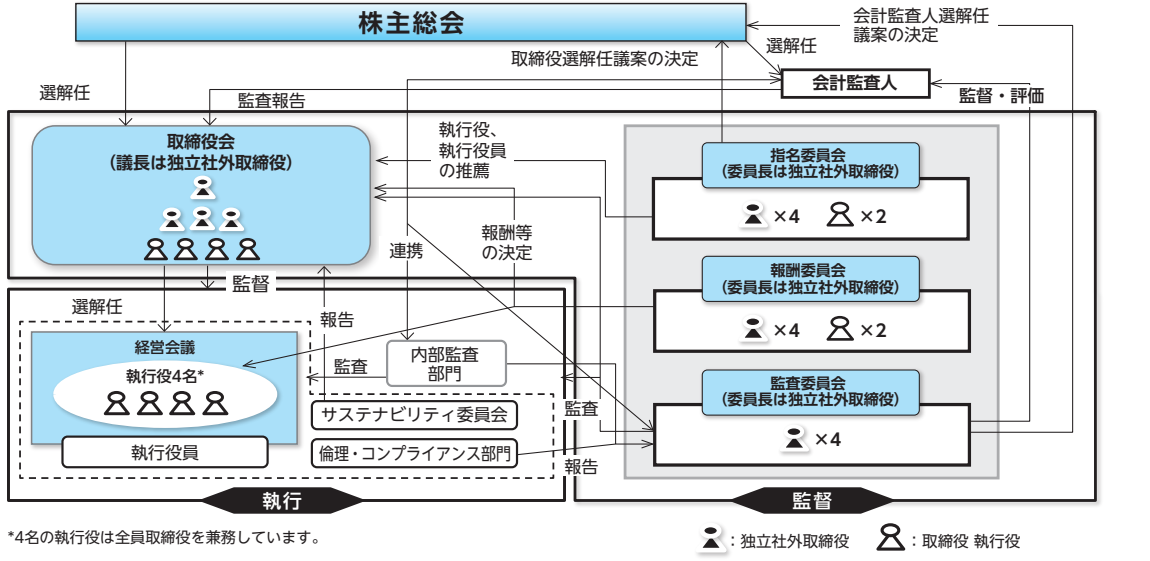

ア　取締役会は、法令及び定款に定める事項のほか、株主総会の決議によりその決定を委任された事項及び当社の業務執行に関する特に重要な事項を決定又は承認し、取締役及び執行役の職務を監督します。

イ　指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定するとともに、執行役及び執行役員候補者に係る推薦又は助言をします。

ウ　監査委員会は、取締役及び執行役の職務の執行の監査及び監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容の決定を行います。

エ　報酬委員会は、取締役及び執行役の報酬等の決定に関する方針、並びに取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容を決定します。

オ　経営会議は、当社グループの経営を指導するとともに、その実施状況を監視します。

（3）執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

1	当社の執行役及び従業員並びに当社の子会社の取締役、監査役及び従業員（以上を総称して、「当社グループの役職員」といいます。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	・　「NSGグループ経営理念と行動指針」に基づき、当社グループとしてコンプライアンスの徹底及び企業倫理の維持を図るとともに、企業の社会的責任を積極的に果たし、持続可能（サステナブル）な発展を目指します。 ・　「NSGグループ経営理念と行動指針」の下、法令・社内規則の遵守及び企業倫理に関する事項を定めた「NSGグループ倫理規範」を制定し、重要な社内規程（グループポリシー、規程、手順等）とともにこれらを当社グループの情報ネットワークを通じて当社グループの役職員へ継続的に周知し、教育活動を行います。 ・　各法令・社内規則の所管部門は、内部監査部門とともにその所管する法令、規則等の遵守状況を確認し、監査委員会に報告します。 ・　倫理・コンプライアンス所管部門（「倫理・コンプライアンス部門」）を設置し、当社グループ全体における倫理・コンプライアンス体制を構築･維持します。 ・　倫理・コンプライアンス部門は、当社グループ全体について： ▶　各地域の倫理・コンプライアンス担当部門との連携を通じて、厳格な基準によりコンプライアンスを推進するとともに、倫理・コンプライアンスに関連する事項の周知、啓蒙活動を行い、 ▶　必要に応じて内部監査を含む内部統制部門と協働して監査を行います。 ・　倫理・コンプライアンス部門は、監査委員会に対しても報告責任を有するものとします。 ・　業務執行における通常の指揮命令系統から独立した外部機関を窓口とする懸念事項に係る報告・相談ホットラインをグループレベルで設置することで、当社グループに係る倫理・コンプライアンス上の問題を迅速に発見し、当該問題に適切に対処できる体制を確保します。 ・　倫理・コンプライアンス部門は、懸念事項に係る報告・相談ホットラインの整備の状況、運用及び報告・相談があった問題に関して、定期的に又は適宜、監査委員会に対して報告する責任を有します。 ・　当該報告・相談については、法律の定める範囲内において匿名で行うことができるものとし、当該報告・相談を行った者に対して、人事上の処遇等に係るいかなる不利益も及ばないことを明示的に保証します。
2	当社グループに係る損失の危険の管理に関する規程その他の体制	・　企業活動上発生するリスクへの対処について定める社内規程を制定し、当社グループのリスクを網羅的に把握し管理します。 ・　当社グループに係る倫理・コンプライアンス、環境、安全、災害、品質、情報セキュリティ、資金運用、原材料調達、研究開発、与信管理等に係る個別のリスクについての扱いを定める社内規程を制定し、それぞれの担当部署は、これに従い当該リスクを管理します。 ・　重要な倫理・コンプライアンス事項については、倫理・コンプライアンス部門が法務部門及び内部監査部門を含む他の内部統制部門と協働して、関連する社内規程の整備を含め、当社グループのコンプライアンスに係るリスク管理を行います。 ・　グループレベルで、必要に応じて、リスク分散措置や保険付保等を管理、実施します。 ・　グループレベル又は地域レベルにおける重大事故に備え、対応するためのリスク管理に係る社内規程を整備します。 ・　当社グループの財務報告及びその他の事項に関する適時適正な情報開示が適正に行われるための体制を確保します。

3	執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	・　執行役の職務執行に係る文書、記録類その他の情報については法令、社内規程に従い適切に保存及び管理を行います。
4	当社グループの役職員の職務の執行が効果的かつ効率的に行われることを確保するための体制	・　取締役会の定める当社グループの中長期計画に基づき、年度目標をグループ内で明確化し、一貫した方針管理を行います。 ・　取締役会は、法令の定める範囲内で、業務執行の意思決定を執行役に委任します。 ・　執行役を中心に構成される経営会議を設営し、その審議により、取締役会において策定する当社グループの方針、目標等の下、執行役が効果的かつ効率的に当社グループのビジネスに関する事項について迅速果断な意思決定をできるよう支援します。 ・　取締役会による決議、及び職務・業務分掌、権限に関する社内規程に従い、執行役その他の当社グループの役職員の当社グループにおける担当業務、職務権限を明確にします。 ・　経営会議に関する社内規程など各種会議体等に係る規程を定め、その審議基準、プロセスに従い、当社グループのビジネスに関する事項について意思決定を行います。 ・　IT技術を活用して、業務の効率性向上のためのシステム構築を推進します。
5	当社グループにおける報告体制	・　グループレベルで、事業部門及びファンクションごとに、報告体制を構築します。 ・　子会社の管理に係る社内規程を制定し、重要な子会社については、当該子会社ごとに、内部監査、経理、財務、税務、人事、労務、年金、安全衛生、法務、倫理・コンプライアンス及び環境等に係る事項並びにそれらに関するリスク状況に関する報告が、当社に対して定期的に行われることを確実にします。 ・　グループベースで内部監査を実施します。
6	監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制	・　監査委員会は、取締役会が果たす監督機能の一翼を担うものとして、本内部統制システムの構築に関する基本方針に基づき、 ▶　執行役により当社グループの内部統制システムが適切に構築、整備、運用されているかどうか、 ▶　さらには当該基本方針自体に問題がないかどうか、 という側面から、取締役及び執行役の職務執行について監査を行います。 ・　このような監査を実効的なものにするため、 ▶　監査委員会は、経営会議その他業務執行に係る重要会議へ監査委員を出席させることができます。また同委員会は、それらの会議体での議論に代る重要な意思決定過程が採られる場合、当該意思決定過程に関する情報にアクセスすることができます。 ▶　監査委員会は、必要に応じ、当社グループの事業部門、ファンクションを所管する執行役及びその他当社グループの役職員のうち重要な職位にある者から、その職務の執行の状況に関して、ヒアリングします。 ▶　監査委員会は、各リスクを所管する部署より、主として当社グループの次に掲げる事項に係るリスクの状況について、定期的に報告を受けます。 ●　内部監査、経理、財務、税務、人事、労務、年金、安全衛生、IR、法務、倫理・コンプライアンス及び環境等 ▶　監査委員会は、経営会議資料、稟議書等、重要書類を閲覧できます。 ▶　監査委員会は、担当執行役より、四半期決算・期末決算について、取締役会への報告、承認等の前に説明を受けます。 ▶　監査委員会は内部監査部門、会計監査人と定期的に会合を持ち、必要な情報を収集します。 ▶　監査委員は、本号冒頭に記載する監査委員会監査の目的に照らして、なお必要と判断する場合は、自ら、主要な国内外における当社グループの事業所の業務及び財産の現況を往査します。

7	当社グループの役職員が当社の監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制	・　当社の取締役及び執行役は、次の場合、直ちにその事実を監査委員会に対し報告を行います。 ▶　当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合 ▶　当社グループの役職員が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられる場合 ・　前号の定めにかかわらず、監査委員会は、その監査にあたって必要と判断する場合、当社グループの役職員に対して報告を求めることができます。 ・　監査委員会に対して以上の報告を行った者に対して、当該報告を行ったことを理由とする人事上の処遇等に係るいかなる不利益も及ばないことを明示的に保証します。
8	監査委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項	・　監査委員会の職務を補助するため監査委員会室を設置し、必要とする員数のスタッフ（「監査委員会付スタッフ」）を配置します。 ・　監査委員会付スタッフは、監査委員会又は監査委員の指示の下、 ▶　自ら、又は関連部門と連携して、監査対象事項を調査、分析又は報告するとともに、 ▶　必要に応じて、当社グループの主要な国内外事業所の業務及び財産の現況に関する監査委員会による往査を補佐します。
9	前号の取締役及び従業員の当社の執行役からの独立性に関する事項並びにこれらの取締役及び従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項	・　監査委員会付スタッフの人事に関する事項については、監査委員会に事前に報告され、その同意を必要とします。 ・　監査委員会付スタッフの長は、当社グループの執行に関わる役職を兼務せず、監査委員会の指揮命令権のみに服します。
10	監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項	・　監査委員が、その職務の執行について、その費用の前払いの請求その他の会社法第404条第４項各号に掲げる請求を当社に対して行ったときは、当社が、当該請求に係る費用又は債務が当該委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、当該請求を拒むことができないものとします。

（注）上記は2015年５月１日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第６号）を踏まえ、2015年３月26日開催の当社取締役会において改定された内容です。

以上のご報告は、次により記載されています。

1．百万円単位の記載金額は、百万円未満四捨五入により表示しています。

2．千株単位の株式数は、千株未満切り捨てにより表示しています。

連結貸借対照表 (平成27年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	第149期	科目	第149期
(資産の部)		(負債の部)	
非流動資産	**652,964**	**流動負債**	**266,939**
のれん	130,734	社債及び借入金	112,119
無形資産	75,680	デリバティブ金融負債	3,090
有形固定資産	293,529	仕入債務及びその他の債務	133,550
投資不動産	867	未払法人所得税	2,326
持分法で会計処理される投資	30,528	引当金	12,509
退職給付に係る資産	9,754	繰延収益	3,345
売上債権及びその他の債権	16,656		
売却可能金融資産	31,870	**非流動負債**	**467,159**
デリバティブ金融資産	75	社債及び借入金	325,008
繰延税金資産	62,072	デリバティブ金融負債	2,527
未収法人所得税	1,199	仕入債務及びその他の債務	741
		繰延税金負債	20,700
流動資産	**267,142**	未払法人所得税	650
棚卸資産	113,662	退職給付に係る負債	89,924
未成工事支出金	825	引当金	17,826
売上債権及びその他の債権	79,010	繰延収益	9,783
売却可能金融資産	3	**負債合計**	**734,098**
デリバティブ金融資産	882	(資本の部)	
現金及び現金同等物	67,695	**親会社の所有者に帰属する持分**	**175,746**
未収法人所得税	1,558	資本金	116,449
売却目的で保有する資産	3,507	資本剰余金	127,511
		自己株式	△150
		新株予約権	632
		利益剰余金	△25,082
		利益剰余金(IFRS移行時の累積換算差額)	△68,048
		その他の包括利益累計額	24,434
		非支配持分	**10,262**
		資本合計	**186,008**
資産合計	**920,106**	**負債及び資本合計**	**920,106**

連結損益計算書（自　平成26年4月1日　至　平成27年3月31日）

（単位：百万円）

科目	第149期	
売上高		**626,713**
売上原価		**△473,194**
売上総利益		**153,519**
その他の収益	3,929	
販売費	△59,131	
管理費	△68,788	
その他の費用	△12,681	△136,671
個別開示項目前営業利益		**16,848**
個別開示項目		5,490
営業利益		**22,338**
金融収益	2,201	
金融費用	△20,145	
持分法による投資利益	413	△17,531
税引前利益		**4,807**
法人所得税		△1,914
当期利益		**2,893**
（内訳）		
非支配持分に帰属する当期利益		1,225
親会社の所有者に帰属する当期利益		1,668

（ご参考）連結包括利益計算書（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

（単位：百万円）

科目	第149期
当期利益	**2,893**
その他の包括利益	
純損益に振り替えられない項目	
確定給付制度の再測定	△13,199
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	△1,721
純損益に振り替えられない項目合計	△14,920
純損益に振り替えられる可能性のある項目	
在外営業活動体の換算差額	7,009
売却可能金融資産の公正価値の純変動	795
キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値の純変動	△2,355
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	5,449
その他の包括利益合計	**△9,471**
当期包括利益	**△6,578**
（内訳）	
非支配持分に帰属する当期包括利益	1,728
親会社の所有者に帰属する当期包括利益	△8,306

連結持分変動計算書 (自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資　本　金	資本剰余金	自 己 株 式	新株予約権	利益剰余金	利益剰余金(IFRS移行時の累積換算差額)
平成26年４月１日期首残高	116,449	127,511	△285	632	△11,773	△68,048
当期包括利益：						
当　期　利　益					1,668	
そ の 他 の 包 括 利 益					△14,920	
当 期 包 括 利 益 合 計	―	―	―	―	△13,252	―
所有者との取引額：						
自 己 株 式 の 取 得			△4			
自 己 株 式 の 処 分		△57	1			
配　当　金						
株　式　報　酬(ストックオプション)			138	0		
利 益 剰 余 金 か ら 資 本 剰 余 金 へ の 振 替		57			△57	
所有者との取引額合計	―	―	135	0	△ 57	―
平成27年３月31日期末残高	116,449	127,511	△150	632	△25,082	△68,048

	親会社の所有者に帰属する持分					非支配持分	資 本 合 計
	在外営業活動体の換算差額	売却可能金融資産の公正価値	キャッシュ・フロー・ヘッジの公正価値	その他の包括利益累計額	親会社の所有者に帰属する持分合計		
平成26年４月１日期首残高	21,611	445	△2,568	19,488	183,974	9,512	193,486
当期包括利益：							
当　期　利　益					1,668	1,225	2,893
そ の 他 の 包 括 利 益	6,445	795	△2,294	4,946	△9,974	503	△9,471
当 期 包 括 利 益 合 計	6,445	795	△2,294	4,946	△8,306	1,728	△6,578
所有者との取引額：							
自 己 株 式 の 取 得				―	△4		△4
自 己 株 式 の 処 分				―	△56		△56
配　当　金				―	―	△978	△978
株　式　報　酬(ストックオプション)				―	138		138
利 益 剰 余 金 か ら 資 本 剰 余 金 へ の 振 替				―	―		―
所有者との取引額合計	―	―	―	―	78	△978	△900
平成27年３月31日期末残高	28,056	1,240	△4,862	24,434	175,746	10,262	186,008

貸借対照表 (平成27年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	第149期	科目	第149期
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**125,535**	**流動負債**	**169,957**
現金及び預金	8,387	買掛金	17,069
受取手形	1,713	短期借入金	29,850
売掛金	17,088	１年以内償還予定の社債	25,250
商品及び製品	13,041	１年以内返済予定の長期借入金	71,949
仕掛品	2,539	リース債務	722
原材料及び貯蔵品	5,580	未払金	8,025
繰延税金資産	93	未払法人税等	159
短期貸付金	67,983	未払費用	1,592
その他	9,926	預り金	12,517
貸倒引当金	△815	賞与引当金	1,448
固定資産	**562,773**	役員賞与引当金	43
有形固定資産	**42,172**	製品保証引当金	67
建物	11,897	事業構造改善引当金	52
構築物	1,226	仕入契約評価引当金	775
機械装置	15,265	その他	439
車輌運搬具	6	**固定負債**	**227,719**
工具器具備品	3,130	社債	35,000
土地	8,483	長期借入金	187,094
リース資産	32	リース債務	19
建設仮勘定	2,133	退職給付引当金	997
無形固定資産	**1,600**	修繕引当金	1,975
ソフトウェア	92	環境対策引当金	223
リース資産	1,158	資産除去債務	1,152
その他	350	繰延税金負債	318
投資その他の資産	**519,001**	その他	941
投資有価証券	1,034	**負債合計**	**397,676**
関係会社株式	507,788	**(純資産の部)**	
長期貸付金	6,145	**株主資本**	**290,735**
長期前払費用	2,974	**資本金**	**116,449**
その他	1,081	**資本剰余金**	**124,772**
貸倒引当金	△21	資本準備金	124,772
		利益剰余金	**49,664**
		利益準備金	6,377
		その他利益剰余金	43,287
		固定資産圧縮積立金	1,873
		特別積立金	34,977
		繰越利益剰余金	6,437
		自己株式	**△150**
		評価・換算差額等	**△735**
		繰延ヘッジ損益	△735
		新株予約権	**632**
		純資産合計	**290,632**
資産合計	**688,308**	**負債純資産合計**	**688,308**

損益計算書（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

（単位：百万円）

科目	第149期	
売上高		**107,018**
売上原価		**82,731**
売上総利益		**24,287**
販売費及び一般管理費		**23,572**
営業利益		**715**
営業外収益		
受取利息及び配当金	5,535	
その他	1,056	6,591
営業外費用		
支払利息	7,825	
その他	2,203	10,028
経常損失		**△2,722**
特別利益		
固定資産売却益	4,521	
その他	157	4,678
特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	162	
減損損失	555	
その他	352	1,070
税引前当期純利益		**886**
法人税、住民税及び事業税	△434	
法人税等調整額	256	△178
当期純利益		**1,064**

株主資本等変動計算書（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						固定資産圧縮積立金	特別積立金	繰越利益剰余金
平成26年４月１日期首残高	116,449	124,772	—	124,772	6,377	2,149	34,977	5,154
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩				—		△276		276
当期純利益				—				1,064
新株予約権の行使による増減				—				
自己株式の取得				—				
自己株式の処分			△57	△57				
利益剰余金から資本剰余金への振替			57	57				△57
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△276	—	1,283
平成27年３月31日期末残高	116,449	124,772	—	124,772	6,377	1,873	34,977	6,437

	株主資本			評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
	利益剰余金合計						
平成26年４月１日期首残高	48,657	△285	289,593	1,078	1,078	632	291,303
事業年度中の変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩	—		—		—		—
当期純利益	1,064		1,064		—		1,064
新株予約権の行使による増減	—	138	138		—		138
自己株式の取得	—	△4	△4		—		△4
自己株式の処分	—	1	△56		—		△56
利益剰余金から資本剰余金への振替	△57		—		—		—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				△1,813	△1,813	0	△1,813
事業年度中の変動額合計	1,007	135	1,142	△1,813	△1,813	0	△671
平成27年３月31日期末残高	49,664	△150	290,735	△735	△735	632	290,632

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成２７年５月１８日

日本板硝子株式会社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大　木　一　也　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　高　田　慎　司　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、日本板硝子株式会社の平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第１２０条第１項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、会社計算規則第１２０条第１項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、日本板硝子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は、英国の主要な年金制度に関し、年金資産の積立超過額及び掛金の追加拠出要件に関する会計方針を変更している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

独立監査人の監査報告書

平成２７年5月１８日

日本板硝子株式会社
取 締 役 会　御 中

新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大 木 一 也 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　高 田 慎 司 ㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、日本板硝子株式会社の平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの第１４９期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監　査　報　告　書

当監査委員会は、平成２６年４月１日から平成２７年３月３１日までの第１４９期事業年度の取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査委員会の監査の方法及びその内容

(1) 会社法第４１６条第１項第１号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について監視及び検証しました。

(2) 平成２６年６月２７日開催の監査委員会において決議された、監査方針、監査計画、職務の分担、及び、監査委員会が定めた監査委員会監査の基準に従い、下記の通り実施しました。
①取締役会、経営会議等の重要な会議への出席
②取締役執行役等からの職務の執行に関する事項の報告聴取
③本社及び国内外の主要な事業所、子会社における業務及び財産の状況調査
④重要な決裁書類等の閲覧

(3) 内部監査部門からは、事前に監査計画の説明を受け、更に四半期ごとに監査結果の報告を受け、内部統制システムの整備状況等について意見交換及び協議しました。

(4) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、更にその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成１７年１０月２８日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

(5) 財務報告に係る内部統制については、取締役、内部監査部門及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（会社計算規則第１２０条第１項後段の規定により、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結貸借対照表、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果
①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
②取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役及び執行役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成２７年５月２２日

日本板硝子株式会社　監査委員会

監査委員(委員長)	藤　田　純　孝
監査委員	小　宮　　弘
監査委員	朝　香　聖　一
監査委員	ギュンター・ツォーン

(注) 監査委員 藤田純孝氏、小宮弘氏、朝香聖一氏、ギュンター・ツォーン氏は会社法第２条第１５号及び第４００条第３項に規定する社外取締役であります。

以　上

以　上

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内図

開催日時
2015年6月26日(金曜日)午前10時
開場予定時刻　午前9時

開催場所
東京都港区港南二丁目15番4号
品川インターシティホール

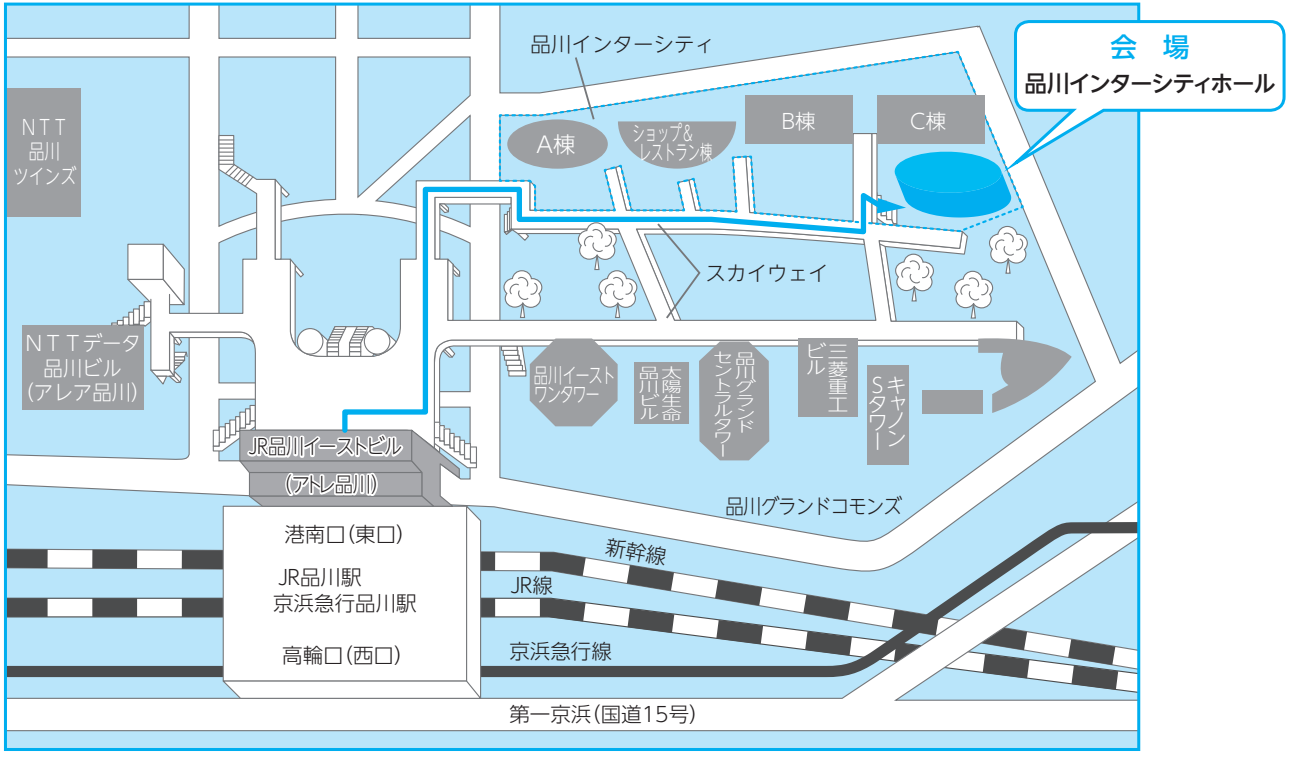

交通のご案内
JR品川駅港南口(東口)から徒歩約８分

NSG GROUP

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

UD FONT

VEGETABLE OIL INK